

あけまして
おめでとう
ございます



桶屋事務所だより



編集発行人
桶屋税理士事務所
税理士 桶屋泰三

〒930-0096
富山市舟橋北町7-15
TEL076(441)2322・FAX076(441)1999
<http://okeya.zei-mu.jp>

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 8日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	.	.	.

ワンポイント 同一生計配偶者

平成29年度税制改正で配偶者控除が見直され、「控除対象配偶者」(納税者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が38万円以下)が、30年分以後の所得税から「同一生計配偶者」に名称変更するとともに、同一生計配偶者でも納税者の合計所得金額が1千万円超の場合、配偶者控除の適用ができなくなりました。

1月の税務と労務

- 国 税/給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税/報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税/源泉徴収票の交付、提出
1月31日
- 国 税/12月分源泉所得税の納付
1月10日
(納期の特例を受けている事業所の7~12月分は1月22日)
- 国 税/11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
1月31日
- 国 税/5月決算法人の中間申告
1月31日
- 国 税/2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
(年3回の場合)
1月31日
- 地方税/固定資産税の償却資産に関する申告
1月31日
- 地方税/給与支払報告書の提出
1月31日
- 労 務/労働保険料の納付(第3期分)
1月31日
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

平成二十九年分からの
医療費控除のポイント

医療費控除は、還付申告の中でも適用の多い控除であることから、今回はその改正について確認していきます。改正点は、次の三点となります。

※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏 名

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※ 医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円 ㉞	円 ㉟	円 ㊱

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) 国のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費 ☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費 ☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費 ☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費 ☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費 ☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費 ☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費 ☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費 ☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費 ☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	円	円
2 の 合 計			㉞	㉟
医療費の合計			A (㉞+㉟) 円	B (㉞+㉟) 円

支払った医療費	(合計)	円
保険金などによって 補填される金額	(年千の千と千円)	
差引金額 (<u>A</u> - <u>B</u>)		
所得金額の合計額		
<u>D</u> × 0.05	(年千の千と千円)	
<u>E</u> と10万円のいずれか 少ない方の金額		
医療費控除額 (<u>C</u> - <u>F</u>)	(最高200万円、年千の千と千円)	

A	
B	
C	
D	
E	
F	
G	
H	

※ 医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等です。

③ 新しい医療費控除（セルフメディケーション税制）については、平成二十九年分から適用されるため、本年の確定申告が初めての実施となります。

す。

以下、二つの医療費控除について、新しい明細書とともにポイントを整理してみます。

1 従来の医療費控除

(1) 明細書（左の様式）

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

氏 名

(1) 取 組 内 容	☐ 健康診査 ☐ 予防接種 ☐ 定期健康診断 ☐ 特定健康診査 ☐ がん検診 ☐ ()
(2) 発 行 者 名 (保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)	

※取組に要した費用は、控除対象となりません。

[illegible]

支払った金額	(合計)	円	A	☐ 「申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」の医療費控除欄に転記します。」
保険金などで補填される金額			B	
差引金額 (A - B)	(赤字のときは0円)		C	
医療費控除額 (C - 12,000円)	(最高8万8千円、赤字のときは0円)		D	

〈重要なお知らせ〉がありますので、必ず裏面をご確認ください。

(2) ポイント 医療費通知を添付する場合に、前ページ明細書の1の欄に、それ以外は2の欄に記入するように変更されています。

(1) 2 セルフメディケーション税
制（新しい医療費控除）
明細書（左の様式）

① ポイント この控除を受ける人は、従来の医療費控除を併用して受けることはできないので、控除額が八万八千円を超えるよ

- ② 健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に適用できます。
- ※ 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費をいいます。
- ③ 一定の取組を行ったことを明らかにする書類としては、例えば次のような書類が必要です。
- ・ インフルエンザの予防接種又は定期予防接種の領収書等
- ・ 市町村のがん検診の領収書
- ・ 又は結果通知表
- ・ 職場で受けた定期健康診断の結果通知表
- ・ 人間ドックや、がん検診をはじめとする各種検診の領収書又は結果通知表

新年のご挨拶



明けましておめでとうございます。

電気自動車の普及が急速に進みそうです。世界最大の自動車市場の中国では大気汚染対策のため電気自動車の購入を大幅に優遇しています。フランスやイギリスは、ガソリン車、ディーゼル車を将来的に販売禁止とする方針を打ち出しています。気になるのは、ガソリン車と比べ電池で動く電気自動車の方が車の構造が簡単なことから、部品の数が減り部品メーカーの整理が行われるのではないかとされている点です。自動車産業はすそ野が広いだけに下請企業への影響が懸念されます。

有効求人倍率が高水準です。正社員有効求人倍率はほぼ1倍なので、選り好みをしなければ就職できます。反面、人手不足を実感する中小企業も出ているようです。高齢化の進展に伴い、年金・医療・介護に係る国の経費が年々増加していることを考えると、定年後も企業で働くことにより、人手不足の企業は助かり、給与は減るものの毎日のリズムが続くことで本人も健康を維持でき、国の支出も減る「三方一両得」が実現できるのではないのでしょうか。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

セルフメディケーション税制 申請者が任意に受診した健康診査

セルフメディケーション税制を適用するには、申請者が「一定の取組」を行う必要がありますが、申請者が任意に受診した健康診査（全額自己負担）は、「一定の取組」には含まれません。

そのため、他に「一定の取組」を行っていないときには、セルフメディケーション税制を適用することはできません。ただし、任意に受診した健康診査結果を保険者や事業主に提出し、特定健康診査や定期健康診断の結果とみなされる場合には、「一定の取組」に該当することとなります。

なお、この場合には、領収書や結果通知表に「定期健康診断」（もしくは「勤務先（会社等）名称」）や「特定健康診査」（もしくは「保険者名」）の記載がないため、勤務先や保険者に「一定の取組」を行ったことの証明を依頼しなければなりません。

財産評価

建築中の家屋の評価

相続税や贈与税を計算するための財産評価にあたって、家屋は原則的に固定資産税評価額に一・〇倍して評価します。そのため、その評価額は、固定資産税評価額と同じとなりますが、建築途中の家屋の場合には、固定資産税の評価額が付けられていません。

そこで、建築途中の家屋の価額は、その家屋の費用現価の七〇％に相当する金額により評価することとされています。ここでの「費用現価の額」とは、課税時期（相続の場合は被相続人の死亡の日、贈与の場合は贈与により財産を取得した日）までに建物に投下された建築費用の額を課税時期の価額に引き直した額の合計額のことをいいます。